

地域公共交通網形成計画について

平成30年4月16日(月)

第1回岩手県地域公共交通活性化協議会盛岡地域部会

1 背景

(1) 続く「負のスパイラル」

利用者の減少⇒路線の収支悪化⇒交通ネットワークの縮小・サービス水準の低下
⇒利用者の減少… 地域での公共交通が成り立たない可能性

(2) 地域公共交通の維持・改善の効果

まちづくり、観光、健康、福祉、教育、環境等の様々な分野で大きな影響

(3) 民間事業者を中心とした公共交通計画

地域によって解決すべき課題や地域における公共交通のあり方・必要性も異なるが、地域の総合行政を担う地方公共団体の公共交通への関与が薄い。

交通政策基本法(H25年度成立)の基本原則に則り、

- ① 地方公共団体が中心となり
- ② まちづくりと連携し、
- ③ 面的な公共交通ネットワークを再構築することが求められている。

「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」一部改正(H26年度)

地方公共団体(県・市町村)が交通事業者など地域の関係者と連携しつつ、マスタープランとなる「地域公共交通網形成計画」を策定できるようになった。

2 地域公共交通網形成計画

- (1) 「地域にとって望ましい公共交通網のすがた」を明らかにする「マスタープラン(ビジョン+事業体系を記載するもの。)」としての役割を果たすもの。
- (2) 地方公共団体が法定協議会を開催しつつ、交通事業者等との協議の上で策定する。
- (3) まちづくりと連携し、かつ面的な公共交通ネットワークを再構築するために実施する事業について記載する。

交通政策基本法の概要

基本理念等(第2条~第7条)

基本的認識(第2条)

- 交通の果たす機能
 - ・国民の自立した生活の確保
 - ・活発な地域間交流・国際交流
 - ・物資の円滑な流通
- 国民等の交通に対する基本的需要の充足が重要

交通機能の確保・向上(第3条)

- 少子高齢化の進展等に対応しつつ、
 - ・豊かな国民生活の実現
 - ・国際競争力の強化
 - ・地域の活力の向上
- に寄与
- 大規模災害に的確に対応

環境負荷の低減(第4条)

様々な交通手段の適切な役割分担と連携(第5条)

交通の安全の確保(第7条)

交通安全対策基本法に基づく交通安全施策と十分に連携

国、地方自治体、事業者等の関係者の責務等(第8条~第11条)

関係者の連携・協働(第6条、第12条)

法制上、財政上の措置(第13条)

国会への年次報告等(第14条)

「交通政策基本計画」の閣議決定・実行(第15条)

〈パブリックコメント、審議会への諮問等〉

国の施策(第16条~第31条)

【豊かな国民生活の実現】

- 日常生活の交通手段確保(第16条)…離島の地域の諸条件への配慮
- 高齢者、障害者等の円滑な移動(第17条)…妊産婦、ベビーカー等にも配慮
- 交通の利便性向上、円滑化、効率化(第18条)…定時性確保、乗継ぎ円滑化等

【国際競争力の強化】

- 国際海上・航空輸送のネットワークと拠点の形成、アクセス強化(第19条)

【地域の活力の向上】

- 国内交通ネットワークと拠点の形成(第20条)
- 交通に関する事業の基盤強化、人材育成等(第21条)

【大規模災害への対応】

- 大規模な災害が発生した場合における交通の機能の低下の抑制及び迅速な回復等(第22条)…耐震性向上、代替交通手段の確保、多人数の円滑な避難

【環境負荷の低減】

- エコカー、モーダルシフト、公共交通利便増進等(第23条)

【適切な役割分担と連携】

- 総合的な交通体系の整備(第24条)…交通需要・老朽化に配慮した重点的な整備
- まちづくり、観光等との連携(第25条~第27条)

○調査研究(第28条)

○技術の開発及び普及(第29条)…ICTの活用

○国際的な連携の確保及び国際協力の推進(第30条)…規格標準化、交通インフラの海外展開

○国民等の意見を反映(第31条)

地方公共団体の施策(第32条)

改正地域公共交通活性化再生法(平成26年5月成立)の概要

交通政策基本法(平成25年12月4日公布・施行)の具体化

日常生活等に必要不可欠な交通手段の確保等

まちづくりの観点からの交通施策の促進

関係者相互間の連携と協働の促進

等

目標

本格的な人口減少社会における地域社会の活力の維持・向上

ポイント

- ① 地方公共団体が中心となり、
- ② まちづくりと連携し、
- ③ 面的な公共交通ネットワークを再構築

改正地域公共交通活性化再生法の基本スキーム

基本方針

国が策定
まちづくりとの連携に配慮

地域公共交通網形成計画

事業者と協議の上、
地方公共団体が
協議会を開催し策定

- コンパクトシティの実現に向けたまちづくりとの連携
- 地域全体を見渡した面的な公共交通ネットワークの再構築

地域公共交通特定事業

地域公共交通再編事業

面的な公共交通ネットワークを再構築するため、事業者等が地方公共団体の支援を受けつつ実施

軌道運送
高度化事業
(LRTの整備)

鉄道事業
再構築事業
(上下分離)
...

地域公共交通再編実施計画

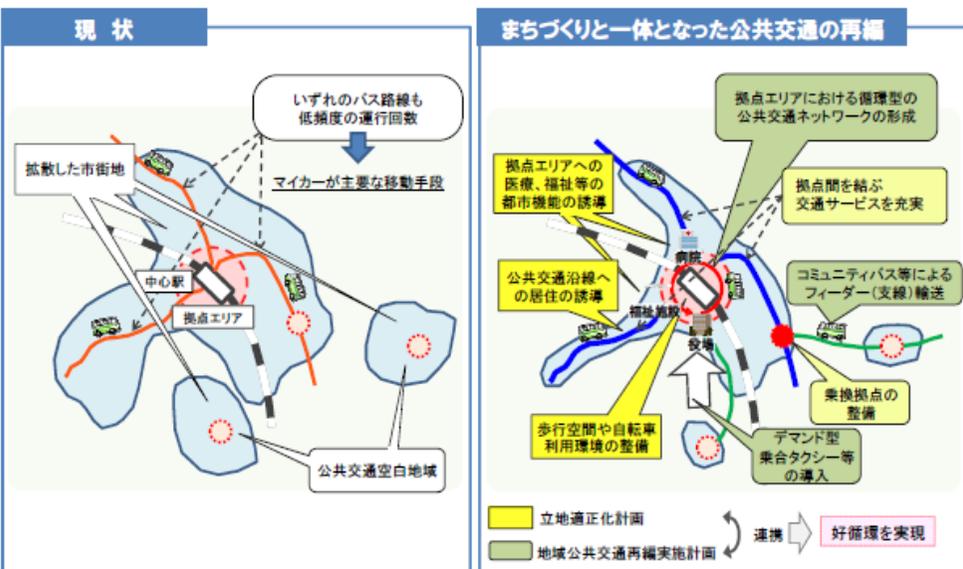
実施計画

実施計画
...

地方公共団体が事業者等の同意の下に策定

国土交通大臣が認定し、計画の実現を後押し

コンパクトなまちづくりと一体となった公共交通の再編のイメージ



1 網形成計画策定に必要な記載事項

(1) 地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針

- ① 地域が目指すべき将来像
- ② 公共交通が果たすべき役割
- ③ 公共交通の活性化及び再生に向けた取組の方向性

(2) 計画の区域

(3) 計画の目標

(4) (3)の目標を達成するために行う事業・実施主体

※ 既存路線の維持といった継続的な取組や民間事業者による自主事業も含め、目標達成のために必要となる事業を網羅的に掲載

(5) 計画の達成状況の評価に関する事項

(6) 計画期間

(7) その他計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

2 計画策定に当たってのポイント

(1) 地方公共団体が中心となり事業者・地域と連携する

行政が全てを考え、全てを負担し、実行しなければいけないということではなく、協議会を通じて議論した関係者全員の役割と責務について計画の中で明確化する。

(2) 持続可能な地域公共交通を再構築する

- ① 個別の地区や事業ではなくネットワーク全体を対象とする。「部分最適」の考えではなく、地域公共交通ネットワーク全体の望ましいあり方に向けて検討を進める。
- ② 特定の交通モードだけに特化するのではなく、複数の交通モードの連携・分担等を考える。

(3) まちづくりと連携を図る

既存の総合計画や都市計画マスタープランにおける「将来都市構造」などを踏まえた上で、検討を進める。

(4) 具体的で可能な限り数値化した目標を設定し、達成状況进行评估する

事業体系のイメージ

基本的な方針

・地域が目指すべき将来像
 ・公共交通が果たすべき役割
 ・公共交通の活性化及び再生に向けた取組の方向性

目標(1)

数値指標
目標値

目標(2)

数値指標
目標値

目標(3)

数値指標
目標値

目標(4)

数値指標
目標値

目標(5)

数値指標
目標値

事業(1)―①

事業(1)―②

事業(1)―③

事業(1)―④

事業(2)―①

事業(2)―②

事業(2)―③

事業(2)―④

事業(2)―⑤

事業(3)―①

事業(3)―②

事業(3)―③

事業(3)―④

事業(4)―①

事業(4)―②

事業(4)―③

事業(4)―④

事業(4)―⑤

事業(5)―①

事業(5)―②

【参考】青森県地域公共交通網形成計画

基本方針

- 1 青森県民の暮らしの足を支える広域の公共交通ネットワークをつくる。
- 2 広域的な移動を確保する有機的な連携のしくみをつくる。
- 3 交通事業環境の変化の中でも持続可能な公共交通の基盤をつくる。

目標

- 目標1 県民が安心して移動・外出できるネットワークをつくる。
- 目標2 公共交通を利用するライフスタイルと移動を支える仕組みをつくる。
- 目標3 将来においても維持・運営が可能な公共交通基盤をつくる。

数値指標

- 【(目標1)数値指標】
- ① 県民一人あたりの広域路線バスの年間利用回数
 - ② ゲートウェイからの広域バス路線利用数
 - ③ 鉄道駅に接続する広域バス路線利用者数

事業

- 【(目標1)事業】
- ① 県民の暮らしを支える交通ネットワーク形成プロジェクト
 (現行バス補助制度の見直しと新たな補助制度の導入)
 - ② ゲートウェイからのアクセス強化プロジェクト
 (新幹線駅や空港、フェリーターミナルへのバス路線の接続)
 - ③ 交通ハブ機能強化によるネットワークづくりプロジェクト
 (青森駅等における鉄道とバス路線、バス路線相互のダイヤ調整)

今後の検討・整理事項

1 地域の現状

- (1) 地域の特性
- (2) 人口と将来推計人口、高齢化
- (3) 観光客の動向 等

2 地域公共交通の現状

- (1) 空港
- (2) 鉄道
- (3) 高速バス・都市間バス
- (4) 広域幹線バス路線
- (5) コミュニティバス、タクシー等の地域内公共交通の状況 等

3 地域公共交通の課題

- (1) 地域公共交通の「負のスパイラル」
- (2) 公共交通空白地域の拡大と高齢者等への対応
- (3) 非効率路線の拡大
- (4) 被災地特例の終了
- (5) 地域内の公共交通再構築への課題 等

4 地域公共交通網形成計画策定の背景・必要性

5 計画の区域

6 計画の期間

7 計画策定の位置付け、他の計画との関係

8 基本的な方針

- (1) 目指す方向性
- (2) 取組の方向性
 - ① 持続可能な公共交通ネットワークの再構築
 - ② 全県及び広域生活圏における公共交通ネットワークの構築
 - ③ 階層型交通ネットワークの構築
 - ④ 客観的データに基づく路線評価
 - ⑤ 路線評価に基づく公共交通ネットワークの改善 等

9 計画の目標、目標体制のための施策・事業

10 計画達成状況の評価

これらの事項について、

- ① 「岩手県地域公共交通活性化検討会議 取りまとめ」結果
- ② 地域や事業者の実情
- ③ まちづくり計画の状況 等

を踏まえながら、調査、検討、整理を行う。